毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



目 次

◎ 規 則

所管課(室)名

○長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する規則

林 政 課

規 則

長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年2月8日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第4号

長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する規則 長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程(平成15年長崎県規則第65号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

(貸付限度額並びに償還期間及び方法)

第4条 略

2 略

3 林業・木材産業改善資金は、無利子とし、その償還期間 3 林業・木材産業改善資金は、無利子とし、その償還期間 は10年(3年以内の据置期間を含む。)以内とする。ただし、 次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、それ ぞれ当該各号に定める期間とする。

(1)~(4) 略

(5) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等におけ る木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号) 第17条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を 実施するのに必要な同法第19条に規定する資金の償還期 間 12年(3年以内の据置期間を含む。)以内

(6)~(8) 略

- (9) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成8年 法律第47号) 第4条第1項の認定を受けた者が当該認定 に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施 設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金の償 還期間 12年(3年以内の据置期間を含む。)以内
- (10) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条 第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施す るのに必要な同法第16条に規定する資金の償還期間 12 年(3年以内の措置期間を含む。)以内

4及び5 略

(事業実施報告等)

第14条 借受者は、事業の完了後30日以内に、林業・木材産 業改善資金事業実施報告書(様式第15号。以下「実施報告 書」という。)を貸付けの決定をした知事又は融資機関(以

改正前

(貸付限度額並びに償還期間及び方法)

第4条 略

2

は10年(3年以内の据置期間を含む。)以内とする。ただし、 次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、それ ぞれ当該各号に定める期間とする。

(1)~(4) 略

(5) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成22年法律第36号) 第10条第1項の認定を受けた者 が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第12条 に規定する資金の償還期間 12年(3年以内の据置期間 を含む。)以内

(6)~(8) 略

(9) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成8年 法律第47号) 第4条第4項の認定を受けた者が当該認定 に係る計画に従って同条第1項に規定する木材生産流通 改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資 金の償還期間 12年(3年以内の据置期間を含む。)以

4及び5 略

(事業実施報告等)

第14条 借受者は、事業の完了後30日以内に、林業・木材産 業改善資金事業実施報告書(様式第15号。以下「実施報告 書」という。)を貸付けの決定をした知事又は融資機関(以

発行者

長長

印印

岩株式会社 永社 泰 明

下「貸付決定機関」という。) に提出するものとする。こ の場合において、共同で貸付けを受けた場合は、実施報告 書に個人別明細表を添付するものとする。

下「貸付決定機関」という。) に提出するものとする。こ の場合において、共同で貸付けを受けた場合は、実施報告 書に個人別明細表を添付するとともに、その内容に相違な い旨の確認印をそれぞれ押印するものとする。

2及び3 略

2及び3 略

様式第1号中「印」を削る。

「住所 〒

電話番号

様式第2号中 氏名

钔

を

会社その他団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及

び代表者の氏名

「住所・〒

電話番号

に改める。 氏名

会社その他団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及

び代表者の氏名

様式第3号及び様式第4号中「圓」を削る。

様式第5号中「印」を削る。

様式第6号中「印」を削る。

様式第8号及び様式第9号中「印」を削る。

様式第10号中「回」を削る。

様式第11号及び様式第13号中「印」を削る。

「長崎県知事 様

様式第14号中

名 称 融資機関 を

代表者

印」

「長崎県知事 様

に改める。

代表者

名 称 融資機関

様式第15号中「印」及び「⑩」を削る。

様式第16号から様式第18号までの様式中「印」を削る。

様式第19号及び様式第20号中「圓」を削る。

様式第21号から様式第25号までの様式中「印」を削る。

様式第26号及び様式第27号中「冏」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。